

<p>番号 100</p> <p>対象局 (団体) 建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)</p>	<p>事項 使用許可 証の公印印 影刷込に係 る取扱いを 適正に行う べきもの</p>	<p>監査結果の要約 都立公園のうち、一時収蔵施設がある3園(雑司が谷・八柱・多磨)の各公園管理事務所では、一時収蔵施設の使用許可に係る業務を行っている。使用期間更新の際に交付する使用許可証は、建設局専用都知事公印(以下「知事公印」という。)が刷り込まれた様式(以下「使用前様式」という。)に、システムに登録されている使用者の氏名・住所等を印字して作成していることから、局は、知事公印の印影の貸与を行っている。ところで、「一時収蔵施設使用許可証」(更新用)の使用前様式を見たところ、「東京都知事」の表記及び知事名、知事公印の印影のみが印刷されており、許可証の件名や使用上の注意等の定型的な部分については一切印刷されていなかった。このように用途の限定が一切なされていない白紙状態の様式を用いることは、盗難等発生時に不正目的で使用されることを防止できないことから、適正でない。また、局は、この使用前様式を用いることを前提に、定型的な部分も全てシステムから印字させるものとしてシステムを設計しており、適切でない。</p>	<p>講じた措置の 概要 平成27年3月に公園管理システム改修を行い、一時収蔵施設使用許可証(更新用)の使用前様式に許可証の件名、使用上の注意等を印刷し、適正化を図った。</p>
---	---	---	---

<p>番号 101</p> <p>対象局 (団体) 建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)</p>	<p>事項 物品の登録を適正に行うべきもの</p>	<p>監査結果の要約 局は、各施設の管理に関する協定書等において、施設の維持補修工事や物品購入などにおける指定管理業務に伴って取得した物品は、局に帰属するものと定めている。これに基づき、指定管理者である協会は、指定管理業務の中で施設の維持補修工事を行った場合、その程度、局に報告している。この報告で物品の取得が判明した場合、局は、備品台帳又は重要物品台帳へ登録を行っている。また、指定管理者である協会は、毎年度末に、局からの貸与物品一覧表と現物とを照合し、状況を確認して報告している。ところで、指定管理業務に伴って取得した物品について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。 ① 工事により取得した物品について、協会の報告により判断しているにもかかわらず、局は、監査日(平成26.10.27)現在、登録を行っていない。 ② 物品購入により取得した物品について、協会の報告が漏れていたことから、局において、監査日現在、登録がされていない。また、この物品について、協会は、平成25年度末に行なった物品の状況確認においても、貸与物品一覧表から漏れていることを発見していない。 協会は、物品購入に伴う報告及び物品の状況確認を適切に行われたい。</p>	<p>講じた措置の 概要 局は、協会からの登録依頼を受け、本件について、重要物品登録及び備品台帳への登録を行った。今後とも、各指定管理者に対し、備品取得の登録を適切に行うよう、指導を行っていく。 協会では、今後、報告の漏れが生じないように、協会内の財務課及び公園課で二重チェックを行い、適切に対応していく。また、貸与物品一覧表と現物を照合する際は、登録漏れ物品がないかを意識し、物品状況確認を行っていく。</p>
---	-------------------------------	--	--

番号 対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
102 建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	必要な改修について協議を適切に行うべきもの	<p>協会は、各施設の消防設備の保守点検を委託契約によって実施している。</p> <p>ところで、葛西臨海公園の保守点検の結果として見たと、平成24年4月及び平成25年4月の点検結果報告で修理を要すると報告された展望レストハウスの消防設備について、監査日(平成26.10.27)現在修理されていないことが認められた。</p> <p>協会は、当初、修理を検討したものの、この修理には当該建物の周囲に足場を組む必要があり大規模な工事となることが判明したため、修理を行っていないかった。</p> <p>大規模修繕は建設局施工となることから、協会は、そのことが判明した時点で、当該不具合について局に予算措置を協議すべきであったが、協会は、当該建物の老朽化に伴う全面的な改修が必要であるとして、当該不具合がなされず、消防設備の改修が必要であることを説明したのは平成26年7月であった。</p> <p>このことについて、局は、平成27年度中に改修する計画で所轄消防署と協議し承認を得ているとしている。</p> <p>しかしながら、消防設備の不具合は公園利用者からの安全に直接かわる問題であり、点検結果の報告から2年以上の問題不具合が改修されないことは適切でない。</p>	<p>局は、協会に対し、消防設備の保守点検等公園施設に係る点検調査の結果並びに対応策・対応結果の報告を義務付けるとともに、大規模な改修が必要な場合には、協議を行うよう指示した。</p> <p>協会は、葛西臨海公園展望レストハウスの消防設備について、平成26年7月に局へ説明し、所轄消防署と協議した結果、平成27年度に改修を行うこととした。</p> <p>今後は、局からの指示を踏まえ、対応策の報告と大規模改修が必要となる場合の協議を適切に行う。</p>

番号 対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
103 建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	臨時駐車場の占用許可申請を適正に行うべきもの	<p>協会が運営している各公園の臨時駐車場の占用許可申請について見たと、次のとおり、適正でない事例が認められた。</p> <p>① 小金井公園では、第3駐車場に隣接した臨時駐車場B区画の占用許可を受けているが、このB区画と第3駐車場の間は区画も臨時駐車場として使用しているにもかかわらず、占用許可申請を行っていない。</p> <p>② 葛西臨海公園では、臨時駐車場開場日に駐車しなかつた車両が、以後も駐車していただくことを把握しているにもかかわらず、この車両が駐車するまでの期間の占用許可申請を行っていない。</p> <p>③ 舎人公園では、第1臨時駐車場において、占用許可部分と占用許可部分以外との間に、仕切りを置くなどしていないことから、許可部分以外も同様に使用できる状態となっており、実際に、占用許可を受けることなく使用している。</p> <p>④ 和田堀公園では、第1臨時駐車場において、許可区画外全域に遮断物を置いていたため、他の者が使用できず、事実上の占用となっている。</p> <p>協会は、臨時駐車場の占用許可申請を適正に行われない。</p> <p>局は、臨時駐車場の占用許可を適正に行われた。</p>	<p>局における対応は以下のとおりである。</p> <p>① 小金井公園の臨時駐車場については、指摘のあった部分が臨時駐車場として占有されている事実が確認されたため、平成26年11月から、占有する場合には実態に合った申請を受け、許可手続を行っている。</p> <p>② 葛西臨海公園の臨時駐車場を開設した際には、その利用時間などを案内する等、適切な駐車場運営を行うよう協会へ指導した。</p> <p>③ 舎人公園の臨時駐車場については、占用許可範囲内に駐車するよう、駐車場運営の改善を協会へ指導した。</p> <p>④ 和田堀公園の臨時駐車場については、臨時駐車場として使用していない部分の安全管理措置について、許可区域内に遮断物を設置するよう協会へ指導した。</p> <p>協会における対応は以下のとおりである。</p> <p>① 小金井公園区画について、平成26年11月1日の占用許可申請から、当該区画の車室部を面積を含み、申請を行っている。</p> <p>② 臨時駐車場開場日に駐車しなかつた車両について、臨時駐車場の開場した際に、当該区画は当日中のみ駐車可能である旨看板を設置し、車両が翌日まで残らないよう策を講じている。</p> <p>③ 舎人公園第1臨時駐車場について、駐車場の利用状況に応じた区域を一時占用し、許可区域内に仕切りを置き、許可部分のみを駐車場として利用できるよう、周知している。</p> <p>④ 和田堀公園第1臨時駐車場について、実査当日に、速やかに撤去を行った。</p> <p>以降は、許可区域内に仕切りを置き、許可部分のみを駐車場として利用できるよう、周知している。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
104	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	駐車場施設の設置承認を適正に行うべきもの	局は、駐車場の管理許可区域内に詰所や駐車券発行機、自動料金精算機等の駐車場施設を設置する場合は、協会に設置承認申請書を行わせ、承認を行っている。 しかしながら、協会は、駐車場の管理のため必要であるとして、駐車場施設を設置しているが、①申請を行っていないもの、②申請を行っているが承認がないものが認められ、適正でない。 協会は、駐車場施設の設置承認申請を適正に行われない。 局は、駐車場施設の設置承認を適正に行われない。	局は、駐車場施設のうち、 ①申請を行っていないもの、 ②申請を行っていないものが承認がないものについて、全て設置承認を行った。 協会は、設置承認の申請を適正に行うものとして指摘された①申請を行っていないもの、②申請を行っていないものが承認がないものとして、適正でない指摘された各物件については、平成27年1月末に承認を受けた。
105	建設局 (公益財団 法人東京都 公園協会)	売店の設置工事に伴う占有許可を適正に行うべきもの	小金井公園「スーパー売店」は、協会が局から設置許可（許可期間：平成24.8.1～平成29.3.31）を受けて設置・運営しているものである。 ところで、この設置工事に伴う事務手続について見たところ、協会は、本件売店に電気及び水道を供給するためとして、申請日：平成25.3.26、占有期間：平成25.4.1～平成30.3.31）、許可を受けている。 しかしながら、これらの物件の設置については、本件売店の設置許可に係る申請の時点で設計書に明示されているものであり、電線等の設置は規制を伴う工事であったことから、当該工事期間も含めて占有許可を申請すべきであるにもかかわらず、協会はこれを行っておらず、適正でない。 これにより当該物件の占有許可が漏れている期間に係る占有料は、1か月当たり1万887円（監査事務局試算）となる。 協会は、売店の設置工事に伴う占有許可申請を適正に行われない。 局は、売店の設置工事に伴う占有許可を適正に行われない。	局は、小金井公園「スーパー売店」設置工事に伴う占有許可手続については、漏れたため、協会に今後の適正化を指導するとともに、職員に周知徹底した。 今後、同様の申請があった場合には、電気、水道等の設備の工事についても、適正に実施に合わせる許可手続を協会に、許可物件の設置に当たっては、今後は協会のこの点がないよう、局と協議を行った上で適正な占有許可申請を行っていく。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
106	警視庁 (一般財団 法人自警 会)	補助金の精算及び確定を適正に行うべきもの	庁は、財団に東京警察病院運営の健全化の推進及び単身者待機寮における食生活の向上と病人の適正な運用を図り、事業の効果的な実施に資することを目的として、東京警察病院運営事業及び警視庁単身者待機寮借入雇用事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、病人の雇用経費に対して、補助金を概算払で交付している。 ところで、平成25年度の精算報告書及び概算払に対する精算書について見たところ、財団は、平成26年4月に支払手続を行った3月末退職者に対する退職金（466万2,000円）を含めて、平成25年度の補助金として精算していた。 また、庁もこれをもって補助金額の確定を行っていることが認められた。 しかしながら、交付要綱によれば補助事業は、補助金の交付決定の日以降の会計年度の末日までに完了しなければならないことから、3月末までの退職者への退職金については、3月末までに支払手続を行うべきとこの、これを行わないまま、平成25年度の補助金実績報告書に当該退職金を含めて精算していたことは、適正でない。	財団は、「東京警察病院運営事業及び警視庁単身者待機寮借入雇用事業補助金交付要綱」とおり、適正な補助金は、財団宛てに平成27年3月24日付け文書で補助金の適正な精算について周知徹底を求める通知を行った。今後、補助金の確定を適正に行う。
107	警視庁 (公益財団 法人暴力団 連放逐運動 進都民セン ター)	総勘定元帳へ記載すべきもの	財団は、平成25年7月9日に、基本財産である5億円の仕組債が期限前に償還されたことから、平成25年7月22日に、額面5億円の別銘柄の仕組債を基本財産として購入している。 これらの取引は、取引実態を会計上適切に表すという公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）の一般原則である「正規の簿記の原則」に基づき、仕組債の償還時には「基本財産（投資有価証券）」という資産の減少として、また、仕組債の購入時には「基本財産（投資有価証券）」という資産の増加として、総勘定元帳等に記載する必要がある。 しかしながら、この仕組債の償還・購入という一連の取引が、財団が持つ証券会社との取引口座には記録されているものの、総勘定元帳等には記載されていないことが確認された。	今後、仕組債の償還・購入が発生した場合は、仕組債の動きが分かるように総勘定元帳等に記載する。さらに、遺漏なく適正な事務処理を行うよう事務引継書を作成した。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
108	警備庁 (公益財団 法人暴力団 追放運動推 進都民セブ ター)	財務諸表 に対する注 記への記載 を適正に行 うべきもの	財団は、平成25年7月9日に、基本財産である5億円の仕組債が期限内に償還されたことから、平成25年7月22日に、額面5億円の別銘柄の仕組債を基本財産として購入している。 ところで、公益法人会計基準(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)の第5財務諸表の注記(4)「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」は、貸借対照表の基本財産及び特定資産の期中の増減内容を説明するための注記項目である。 したがって、上で述べた財団の基本財産である仕組債については、期中の償還と購入により5億円の減少及び増加が生じているため、この増減内容は、総勘定元帳等への記載とともに財団の平成25年度の財務諸表に対する注記「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」への記載が必要となるが、記載されておらず、適正ではない。	今後、仕組債の償還・購入が発生した場合には、その増減内容を財務諸表に対する注記へ記載し、動きがわかるようにする。 さらに、遺漏なく適正な事務処理を行うよう事務引継書を作成した。

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
109	都市整備局 (多摩都市 モノレーン 株式会社)	シーリングの単価設定方法のあり方について	駅舎防水改修その他工事(高松池5駅、工期:平成24.10.3~平成25.3.4、契約金額:4,289万3,725円)は、大規模修繕計画に基づき防水等の改修を行うものである。 このうち、シーリングの単価について見ると、会社として単価採用順位や定率を统一的に定められていないことから、定期刊行物に掲載されている公表単価を採用していた。しかしながら、定期刊行物には実勢取引価格に近い安価な市場単価が掲載されているため、市場単価を基本に査定した単価を採用することも可能である。 会社は、シーリングの単価設定方法のあり方について検討が望まれる。	工事の設計について東京都の基準を参考に積算することとし、都市整備局に対して基準等の提供について依頼し、入手した。 また、それらを参考にシーリングの単価設定方法を定め、平成27年2月13日開催の施設係長会で周知徹底した。

〔平成26年行政監査（債権管理について）〕

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
110	財務局	滞納整理事務を適切に行うべきもの	局では、地所賃貸料の滞納整理に関する事務取扱いに基づいて、地所賃貸料の滞納整理を行っている。事務取扱いでは、滞納案件について徴収の停止をした場合には一定期間ごとに財産調査を実施し、対応方針を決定することなどが定められている。しかしながら、局では、徴収停止相当とされた滞納案件について、局としての判断及びその後の状況確認を長期間行っていない事例が見受けられた。長期にわたる滞納整理事務の空白を招かないよう進捗管理を行い、個々の状況に応じた効果的な事務の進め方を判断し、滞納整理事務を適切に行うべきである。	地所賃貸料の滞納案件について、所在調査及び関係人調査を平成27年1月に行い、滞納者等の所在を把握した。また、主計部財政課が実施するヒアリングを平成27年1月28日及び同年2月26日に受け、財政課の助言の下、滞納者への催告や相續人調査の実施等、個々の状況に応じた対応方針を策定した。今後、滞納整理事務の空白を招かないよう進捗管理を行い、対応方針に基づき適切な滞納整理事務を進めていく。
111	福祉保健局	都外転出者に対する催告を適正に行うべきもの	局では、都外転出者に係る東京都母子福祉資金貸付金の債権管理業務を行っている。償還については、局が定めた事務処理マニュアルにおいて、督促を行っても未収金の納付がない場合には催告を行うこと、催告を行っても未収金の納付がない場合には滞納者に対して、毎年度、未収金額全てについて一斉催告を行うことが定められている。しかしながら、督促後に行うべき催告及び一斉催告が、平成25年度以降は全く行われていないことが認められた。	東京都母子福祉資金貸付金都外転出者の滞納者に対する催告について、マニュアルに基づき催告書の送付による督促後の催告及び一斉催告を以下のとおり実施した。 ① 督促後1か月を経過しても未収金の納入のない滞納者に対し債権管理者の決定を経て発行した催告書を平成27年1月14日に送付。 ② 未収金の納付のない滞納者全てに対し、債権回収委託を行っている場合等を除き、未収金額全額について債権管理者の決定を経て発行した催告書を平成27年2月18日に送付。 また、平成25年度に一斉催告等が実施できなかつた主な要因は、滞納債権の一部の案件を債権回収委託に委託開始したことに伴う事務手続上の整理が行えなかつたことである。今後は、再び新規施策を行うことになつた場合にもマニュアルに基づく一斉催告等を漏れなく実施するため、年度当初に一斉催告の実施や償還促進月間の設定等の年間スケジュールを作成し係全体で共有するとともに進捗管理を徹底する。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
112	病院経営本部	各都立病院から引き継いだ診療料等未収金の回収に必要な取組を適切に行うべきもの	都立病院は、未納となっている診療料等について、病院経営本部が定めた「病院経営本部債権管理事務処理要綱」及び「個人未収金業務マニュアル」により、患者等に対して督促、出張整理その他債権の保全及び取立てに必要な措置を講ずることとしている。また、要綱及び要綱に基づく措置が困難な案件については、本部が各都立病院から案件を引き継ぎ、本部職員が患者等に対して債権回収に必要な折衝・交渉を行っている。ところで、監査日（平成26.10.30）現在における本部引継案件のうち、豊島病院及び駒込病院に係るものについて、平成25年度における債権回収の取組状況を見たとところ、患者等との折衝・交渉が4年5か月以上行われていない事例が42件見受けられた。	平成26年度に、6件は東京都債権管理條例に基づく債権放棄、3件は債務者の破産により不納欠損処理を行った。なお、他の案件については、引き継ぎ、催告手続を進めており、1件は完納、10件は分納履行中、残りの案件についても転居先調査、奥地訪問などの取組を実施している。今後とも、病院からの引き継ぎを適切に行い引継案件については、担当者間で毎月末に折衝・交渉の進捗状況を相互確認することにより、適切に進捗管理をしていく。
113	病院経営本部	本部と病院との引継ぎを十分確実にし、債権回収の進捗管理を適切に行うべきもの	広尾病院で発生した診療料等の一部の未収金について、病院は回収困難な案件として平成20年に病院経営本部へ債権の回収に必要な折衝・交渉等の事務を引き継いだ。その後は本部で債権回収業務を行い、平成22年度半ばまでに再度病院へ返却したとされているが、病院では返却された認識がなく、その後の対応を全くしていなかつた。	当該案件について本部から病院へ引き継ぎが行われていることを相互で確認し、病院では回収に向けた取組を進めている。なお、他の案件については、はなから、病院への案件返却時には鑑定を付けて返却し、対応経過を引き継ぐとともに電子フォーマットで保管することで、情報管理を徹底している。今後とも、本部引継案件については適切に管理していく。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
114	病院経営本部	未収金の支払を督促すべきもの	<p>駒込病院は、東京都立病院条例（昭和36年東京都条例第13号）に基づき、患者等から診療料等を徴収している。</p> <p>ところで、東京都債権管理条例（平成20年東京都条例第25号）等では、診療料等を納入しない患者等に対し、診療後20日以内に所定の督促状を発行して督促することとしている。</p> <p>しかしながら、病院の未収金管理状況について見たところ、Bに対する未収金270万円、120円のうち、112万4,050円について督促すべきにもかかわらず、監査日（平成26.10.23）現在、督促していない状況が認められた。</p>	<p>当該未収金への取組状況は下記のとおりである。</p> <p>① 平成26年10月出張権告（現地調査）を実施し、不在のため、不在連絡票及び診療費のお支払いの案内を郵便受けに差し置いた。</p> <p>② 平成26年11月5日、督促状（121万560円納付期限同年11月20日）を送付。</p> <p>③ 平成26年12月25日、平成27年1月9日、同月15日、同月25日に電話にて支払督促をしたが出ないため、メッセージを残した。</p> <p>なお、当該患者の外來診療時に交渉するなど、会計窓口の委託業者とも連絡を図りながら引き続き支払計画の策定と回収に努める。</p>
115	病院経営本部	速やかに行うべきもの	<p>駒込病院では、平成24年1月に生じたCに係る診療料等の未収金59万8,800円について、一定の督促を行ったものの、進捗がなかった。</p> <p>このため、病院は、本案件を平成24年8月に弁護士委任案件として本部に提出し、これ以降は、弁護士が病院と連絡調整を行いながら、債権回収業務を担当している。</p> <p>その後、本案件について、弁護士が、Cとの交渉を続けた結果、平成25年12月16日に弁護士が代理人となり、病院とCは、当該診療料等を支払う「合意書」を締結するに至った。</p> <p>合意書の内容は、診療料等59万8,800円について、Cが支払義務のあることを認め、分割払いとして、毎月末に5万円（最終回は4万8,800円）を病院に支払うことと取り決められている。</p> <p>ところで、合意書の内容とおり支払が行われていないか見たところ、Cの未収金は、監査日（平成26.10.23）現在、全く支払われていなかった。</p> <p>また、合意書による最初の分割支払期日（平成25年12月末）から半年以上経過した平成26年8月15日になってから、病院はCに対して電話催告及び文書による支払督促を行っていることが認められた。</p>	<p>本件については、平成26年8月15日付で督促状を送付するとともに、納期限から3か月後の同年12月1日に納入催告書（同年12月16日期限）を送付し、平成27年3月4日付けで当該債務者より全額入金があった。</p> <p>なお、本件以外の5件の合意書締結権について、分割支払が行われていることを確認済みである。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
116	病院経営本部	適正な催告を実施すべきもの	<p>墨東病院は、「病院経営本部債権管理事務処理要綱」、「東京都病院経営本部診療未収金管理要綱」及び「個人未収金業務マニュアル」（以下「マニュアル等」という。）により、診療料等の医療未収金に係る徴収・滞納整理等の事務を処理している。</p> <p>マニュアル等では、納付期限後も支払がない案件について、電話催告の後に督促状を送り、なお支払がない未収金総額2,000円以上の案件について催告書を送付すること、さらにそれらを行っても支払がない未収金総額4,000円以上の案件について、法的措置等の旨を記載した最終催告書を送付すること等が定められている。</p> <p>ところで、病院の徴収・滞納整理等の事務を見たところ、10件について、マニュアル等に定められた催告書・最終催告書の送付が実施されていないことが認められた。</p>	<p>該当の10件について、平成26年10月30日に最終催告書を送付し、同年12月に都内住所地の7件について現地調査を実施した。</p> <p>その結果、1名分8,680円の入金があった。その他の対象者について、現地調査後も支払がないため、電話催告を実施し、再度督促状を発行した。</p> <p>今後は、催告の進行段階に合わせた対象者の抽出機能等、平成26年度末に更新された未収金管理システムも活用し、未収金回収事務標準フローに基づいた徴収業務を徹底し、迅速に回収努力を行っていく。</p>
117	病院経営本部	最終催告書の送付を速やかに行うべきもの	<p>広尾病院では、「病院経営本部債権管理事務処理要綱」、「東京都病院経営本部診療未収金管理要綱」及び「個人未収金業務マニュアル」（以下「マニュアル等」という。）により、診療料等の医療未収金に係る徴収・滞納整理等の事務を処理している。</p> <p>ところで、マニュアル等に基づく未収金回収業務の標準フローによれば、未納者に対して、①納入期限から20日以内に「督促状」を送付する（催告書による納入期限15日以内）、②督促状の納入期限から3か月後に「催告書」を送付する（催告書による納入期限15日以内）、③催告書による納入期限1か月後に、法的措置等の旨を記載した「最終催告書」を送付することとしている。</p> <p>しかしながら、広尾病院において、③の最終催告書の送付日について見たところ、催告書の送付日から約1年後となっている事例が認められた。</p>	<p>平成26年10月の監査実施日以降、未収金回収事務標準フローに沿って、全ての案件について最終催告書を送付している。</p> <p>今回の指摘を受け、催告の進行段階に合わせた対象者の抽出機能等、平成26年度末に更新された未収金管理システム等の活用及び案内で毎月末に催告の進捗状況を相互確認することにより、未収金回収事務標準フローに沿って適切に最終催告を行っているよう、医事課内で周知徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
118	病院経営本部	滞納整理事務を適切に行うべきもの	<p>豊東病院は、診療に係る未収金を個人未収金管理支援システム（以下「システム」という。）により管理しており、システムの「債権管理票未収金整理簿」を債権管理台帳として督促状の発行や電話等の交渉経過を記録している。</p> <p>ところで、平成25年4月に督促状を発行したもののうち、督促から監査日（平成26.10.17）現在までの約18か月間において納付がない5件について交渉経過を見たところ、</p> <p>① 最終催告及び現地調査等が行われていない</p> <p>② 特段の理由記載なく督促から催告書送付までに約8か月を要している</p> <p>③ 対象者と接触できないまま時間が経過している</p> <p>など、滞納整理事務が効果的に行われていない状況が認められた。</p>	<p>指摘案件5件については、平成26年11月に最終催告書、都内住所地3件について同年12月に現地調査を実施した。</p> <p>その後、支払がないため、電話催告、再度の督促状を発行した。</p> <p>滞納整理事務を適切に行うべきものについては金額の高いもの、回収可能性の高いものを優先に払い出し、請求期日が過ぎた案件を日々確認し滞納の段階に応じた請求行為を着実に進めていくなど、全体の進捗状況を管理していく。</p> <p>この取組により、未収金回収事務標準フローに基づいた徹底事務を徹底し、迅速に回収努力を行っていく。</p> <p>なお、平成26年度末には、催告の進行段階に合わせた対象患者の抽出機能等、更新された個人未収金管理システムにより、こうした作業が容易にできるようになった。</p>

発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。